

# 花きの振興に関する法律(平成26年法律第102号)の概要

## 1. 目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現

## 2. 定義

「花き」: 観賞の用に供される植物  
「花き産業」: 花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

## 3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化

## 4. 花き産業に対する施策

- 生産者の経営の安定(6条)
- 生産性及び品質の向上の促進(7条)
- 加工及び流通の高度化(8条)
- 鮮度保持の重要性への留意(9条)
- 輸出の促進(10条)
- 種苗法の特例(13条)
- 研究開発の推進(15条)

## 5. 花き文化に対する施策

- 公共施設における花きの活用の推進等(16条1項)
- いわゆる「花育」の推進(16条2項)
- 日常生活における花きの活用の推進等(16条3項)

## 6. その他の施策

- 博覧会の開催等(17条)
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰(18条)
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助(19条)
- 花き活用推進会議の設置(20条)